

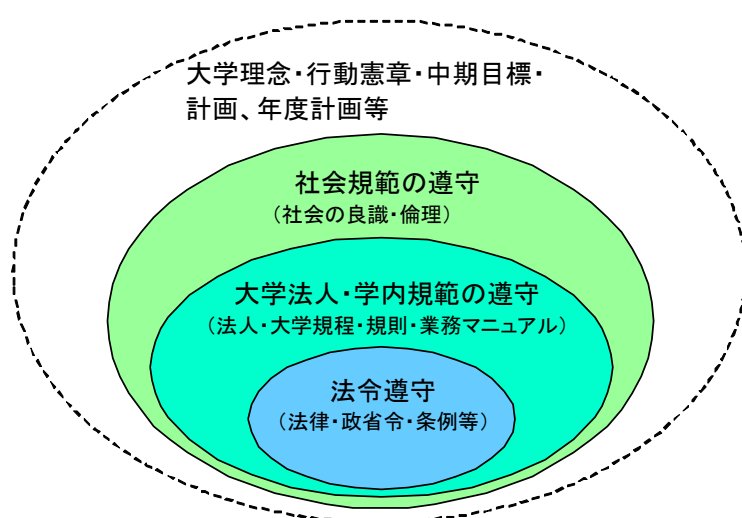
京都府立大学教職員コンプライアンス指針

1. コンプライアンスの意義

(1) コンプライアンスとは

「法令」だけでなく、組織で定められたルールに加え、社会規範（社会の良識、倫理）を尊重し、遵守することを含む幅広い概念です。

また、規範遵守にとどまらず、大学の理念・行動憲章や、学外に示している大学法人の中期目標・計画、年度計画等も念頭に教職員は行動することが必要です。



※京都府公立大学法人のコンプライアンス推進規程の定義では、「法人又は教職員等が法人の業務遂行において法令（法人における規則、規程、要綱等を含む。）を遵守するとともに、高い倫理観に基づき良識ある行動をとること」としています。

(2) コンプライアンスの重要性

現代社会にあっては、どの組織・団体にあっても、コンプライアンスは極めて重要な意味をもっています。

コンプライアンスに反する事が、社会的信用を傷つけ、その組織の存続にも影響する重大な局面を招く事態となることも多々あります。企業にあっては、賠償責任や資金確保等も含めた多大な影響が発生し、倒産につながる事もあることから、コンプライアンスを社員に徹底させることは、企業の生命線とも言える組織運営の根幹に関わる事項となっています。

個人にとっては、違反の状況に応じて社会や組織から厳しいペナルティが課せられ、また安全に関わる規定等への違反が、生命・身体の安全を脅かすことにもつながります。

その財源が府民の税金等で賄われている府立大学にあっては、府民の信頼を損ね、場合によれば、存否も含めた大学のあり方を問う根幹的な議論にまで及ぶ深刻な事態となることを念頭に置く必要があります。

教育機関として、キャンパス内で起きる様々なリスクを減らし安全を確保する上でも、また、将来社会に出ていく学生に教職員自らが範を示すためにも、コンプライアンス意識を高めていくことが重要と考えられます。

2. 法人・大学等の規則・規程

(1) コンプライアンスの体系

※法人や大学等が定めている規則・規程のうち代表的なもの

※実体規定:「しなければならない」など義務を課す規定

※手続規定:コンプライアンス推進のための組織の設置や運営方法、通報方法などを定める規定

※学生区分の○は全学生、△は研究等に参画する学生

京都府立大学法人の規則・規程等		内容による区分		対象者による区分	
		実体規定	手続規定	教職員	学生
京都府立大学法人教職員就業規則	教職員の労働条件、服務規律その他就業に関する事項を定めるもの	○		○	
京都府立大学法人有期雇用教職員就業規則	有期雇用教職員の労働条件、服務規律その他就業に関する事項を定めるもの	○		○	
京都府立大学法人教職員倫理規程	教職員の職務に係る倫理の保持に資するため、職務の執行の公正さに対する府民等の疑惑や不信を招くような行為の防止等を図るもの	○		○	
京都府立大学法人教職員兼業規程	常時勤務する教職員の兼業に関し、必要な事項を定めるもの	○	○	○	
京都府立大学法人教職員服務規程	教職員の服務等について必要な事項を定めるもの	○		○	
京都府立大学法人教職員の懲戒等に関する規程	教職員の懲戒や不利益処分等の取扱いに関し必要な事項を定めるもの		○	○	
京都府立大学法人コンプライアンス推進規程	法人におけるコンプライアンスの推進を図るため、倫理規程の推進とともに、必要な事項を定めるもの	○	○	○	△
京都府立大学法人反社会的勢力への対応に関する規程	反社会的勢力に対する基本方針を示すとともに一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めるもの	○	○	○	○
教職員等の職務発明に関する規程	教職員等がした発明の取扱いについて必要な事項を定めるもの	○	○	○	△

京都府立大学の規則・規程					
<研究活動に関する事項>					
京都府立大学における研究活動に関する行動規範(学長通知)	教職員が適切な研究活動を行うための行動規範(科学者の責務、公正な研究、法令の遵守等)を定めているもの	○		○	△
京都府立大学調査・研究倫理規程	人間を対象とする調査・研究に対して、国の倫理指針の外、国際的な規範、規約、条例及び学会が定める諸規程を遵守することを求め、これに関する必要な事項を定めるもの		○	○	△
京都府立大学における研究活動上の不正行為等への対応に関する規程	国の研究不正行為対応等のガイドラインなどに基づき、不正行為を防止するために必要な事項を定めるもの	○	○	○	△
京都府立大学における公的研究費に係る不正防止対策に関する規程	公的研究費について、適正に運営管理するために必要な事項を示し、研究活動の不正行為や研究費の不正使用の防止を図るもの	○	○	○	△
京都府立大学受託研究取扱規程	外部機関等からの委託を受けて行う研究に関する取扱いについて必要な事項を定めるもの	○	○	○	
京都府立大学共同研究取扱規程	外部機関等と共同研究を行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるもの	○	○	○	
京都府立大学研究成果有体物取扱規程	研究成果有体物の適正な管理等を図るため、その取扱い等に関する事項を定めるもの	○	○	○	△
京都府立大学組換えDNA実験規程	組換えDNA実験を計画し、実施する際に遵守すべき安全確保に関する基準等を示すもの	○	○	○	△
<情報システムに関する事項>					
京都府立大学情報システム利用規程	情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用に関する事項を定めるもの	○	○	○	○

京都府の条例					
<個人情報保護に関する事項>					
京都府個人情報保護条例	京都府立大学法人を実施機関とし、実施機関やその職員の個人情報に係る取扱いなどを定めるもの	○	○	○	

(2) 主な規則・規程の内容

◆ サービス等

- ① 京都府公立大学法人教職員就業規則（平成20年4月1日）
(<http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/files/kisoku3-3.pdf>)
 - ・教職員として守るべき倫理、服務規律、兼業制限、機密保持等の事項について網羅的に規定している**根幹的・通則的な規則**
 - ・教職員が守るべき規範として第3章に「**服務規律**」を定め次の義務などを規定
 - ①**誠実義務** 法人の使命・公共性の自覚・誠実かつ公正な業務遂行
 - ②**職務専念義務** 勤務時間中の職務専念
 - ③**法令等遵守義務** 法令・法人の定款、規程の遵守、上司の命に従うこと
 - ④**信用失墜行為禁止義務** 職の信用を傷つけ、不名誉となる行為の禁止
 - ⑤**セクハラ等禁止義務** セクハラその他のハラスメントの禁止
 - ⑥**機密保持義務** 職務上知り得た秘密漏洩の禁止
 - ⑦**兼業の制限** 法人の許可が必要
 - ・法令、当該規則、その他上記のような法人の諸規定に違反した場合等の懲戒処分などを規定
 - ・具体的な禁止行為等の細目や手続については諸規程に委ね、諸規程の上位に位置
 - ・有期雇用教職員には、本規則とは別の「**京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則**」で、ほぼ同内容の「**服務規律**」を規定
(<http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/articles/news/files/15149.pdf>)
- ② 京都府公立大学法人教職員倫理規程（平成20年4月1日）
(<http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/articles/news/files/15390.pdf>)
 - ・教職員として職務の公正な執行など倫理基準を示すもの
 - ・利害関係者からの金銭の收受、接待などの具体的な禁止行為を例示
 - ・教職員が規程に反した場合の調査委員会の設置などの手続きも併せて規定
- ③ 京都府公立大学法人コンプライアンス推進規程（平成20年10月16日）
(<http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/files/kitei30.pdf>)
 - ・倫理規程の推進とともに、法令の遵守や高い倫理観に基づく行動を求めるもの
 - ・学生、教職員等の生命、身体、財産等に重大な損害を与える行為等の具体的な違法行為を規定
 - ・違法行為が発生した場合の相談窓口やコンプライアンス委員会の設置などの手続等を併せて規定

◆ 研究活動等

- ① 京都府立大学における研究活動に関する行動規範（平成27年4月1日学長通知）
(<https://www.kpu.ac.jp/cmsfiles/contents/0000004/4629/koudoukihan.pdf>)
 - ・教職員が適切な研究活動を行うための行動規範（科学者の責務、公正な研究、法令の遵守等）を定めているもの。
- ② 京都府立大学調査・研究倫理規程（平成20年京都府立大学規程第14号）
(http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/614_20170801.pdf)
 - ・人間を対象とする研究に対して、ヘルシンキ宣言の精神に則り、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針等の国際的に認められた倫理規程等を研究者が遵守することを求め、必要な事項を規定

③ 京都府立大学における研究活動上の不正行為等への対応に関する規程

(平成25年度京都府立大学規程第1号)

(http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/677_20170801.pdf)

- ・ 国の研究不正行為等のガイドラインに基づき、不正行為を防止するために必要な事項を規定
- ・ ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿等、研究活動上の不正行為等を規定
- ・ 不正行為等に関する相談、通報及び告発に対応する受付窓口や調査委員会の設置などの手続等を併せて規定

④ 京都府立大学における公的研究費に係る不正防止対策に関する規程

(平成27年京都府立大学規程第3号)

(http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/682_20170801.pdf)

- ・ 公的研究費について、適正に運営・管理するために必要な事項を示し、研究活動の不正行為や研究費の不正使用の防止を図る
- ・ 最高責任者、統括責任者、コンプライアンス推進責任者等の責務を明確にし、ルールの明確化、統一化を図るとともに、相談、通報及び告発の窓口を設置
- ・ 不正防止計画の策定や監査の実施等について明記

(その他関連する法人・大学規程等)

- 京都府立大学受託研究取扱規程
- 京都府立大学共同研究取扱規程
- 京都府立大学研究成果有体物取扱規程
- 教職員の職務発明に関する規程
- 京都府公立大学法人知的財産ポリシー
- 京都府公立大学法人利益相反ポリシー
- 京都府公立大学法人臨床研究利益相反指針

◆ 情報システム利用

京都府立大学情報システム利用規程 (平成20年京都府立大学規程第62号)

(<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/662.pdf>)

- ・ 情報システム利用者の遵守事項、手続き、禁止事項を規定

◆ 個人情報保護

京都府個人情報保護条例 (平成8年京都府条例第1号)

(http://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/a3000010001.html)

- ・ 京都府公立大学法人を実施機関とし、実施機関やその職員の個人情報に係る取扱(収集の制限、利用及び提供の制限、個人情報の漏洩や不当な目的への使用の禁止)などを規定

職員の責務を次のとおり規定(第9条)

実施機関の職員又は職員であった者は、その職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

◆ 違反者への措置

① 京都府公立大学法人教職員就業規則 (再掲)

(<http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/files/kisoku3-3.pdf>)

(懲戒事由)

- (1) 法令、この規則その他法人の諸規程に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) 法人の教職員としてふさわしくない非行のあった場合
(懲戒等の種類等)

- (1) 戒告 規律違反の責任を確認し将来を戒め
- (2) 減給 1日以上6月以内 給与総額の1/10以内の減給
- (3) 停職 1日以上6月以内 出勤・職務従事の停止、給与の不支給
- (4) 懲戒解雇 即時解雇

※その他懲戒処分ではない「訓戒等」、損害生じた場合の法人への賠償義務を規定

② 京都府公立大学法人教職員の懲戒等に関する規程（平成20年6月19日）

(<http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/files/7847.pdf>)

- ・懲戒処分は、京都府の懲戒処分指針（平成19年2月6日 9人事第13号職員長通知）の取扱いに準じて理事長が行うものと規定

(参考) 京都府の懲戒処分指針（平成19年2月6日 9人事第13号職員長通知）

(<http://www.pref.kyoto.jp/jinji/documents/1170832515319.pdf>)

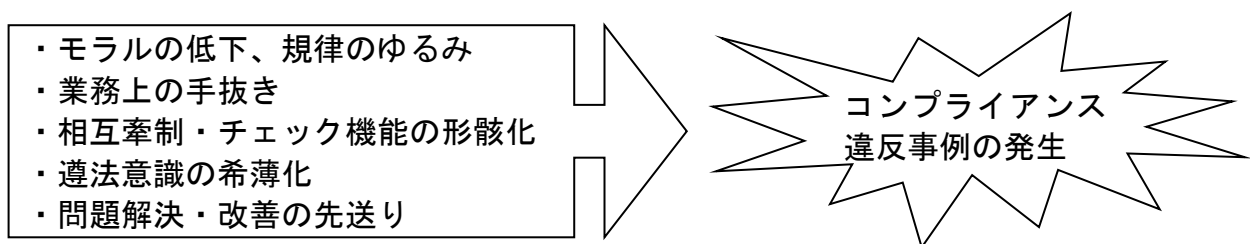
3. コンプライアンスの推進に向けて

(1) コンプライアンス推進のポイント

◆ 問題発生の原因等の理解

コンプライアンス問題発生の原因等は、組織のマネジメント（構成員への徹底、リスクの察知、関係者の処分等厳正な対応、再発防止等の速やかな実行など）だけでなく、構成員の理解や意識に関わることも多くあります。教職員一人ひとりが、日常業務の中で生じている様々な問題に目を向け、コンプライアンスが業務遂行と一体となって行われるものとの意識を持つことが大切です。

コンプライアンス問題発生の原因



◆ コンプライアンスの趣旨の理解

コンプライアンスはただ、「何か決められたものを守る」、「マニュアル通りにやる」ということではありません。規則等で組織をがんじがらめに縛ることが重要ではなく、ルールの目的や考え方、ひいては、その背景にある社会的なニーズまでを含めた理解が重要です。

「ルールがないから許される」あるいは「決まりがないから不合理なものをただ墨守する」、こうした考え方は、目的と手段を混同しているものであり、コンプライアンスの趣旨にそぐわないと考えられます。

大学組織の構成員である教職員には、広い視野と見識を持つことが望まれます。

不都合があっても「決まりだから」と、ただ受け身になって従うだけではなく、業務の質向上・安定化・効率化につながる場合には、現行規程の変更や新たなルール制定等の提案を行うなど、積極的な行動が期待されます。

◆ リスクの理解、認識

コンプライアンスは、大学組織や個人に係る様々なリスクと裏腹の関係にあることから、リスクの内容を理解し、認識する事が重要と考えられます。

大学特有の状況としては、昨今の研究不正に関わる事例が焦点となりルール化が進んできた事が挙げられますが、近年、国際化の進展や ICT の飛躍的發展など社会が大きく変化する中で、様々なリスクが新たに生じてきています。

例えば、最近報道等されることの多いネットや SNS を悪用した様々な事例をどう考えるのか。次々と新たなコミュニケーションツールが登場し、人間関係が変化する SNS の時代、ネットネイティブとも言われる若い世代を抱える大学の中には、SNS 等を忌避するだけでは的確な対応はできないと考えられます。

これらの特性を正しく理解し、学内の意識を高め、大学としてどういう手立てを講じていくのか検討を深めていくことが重要と考えられます。

< (例) SNS の特性 >

・コミュニケーションツールとして利便性が高い	
【利点】 全世界で利用者が飛躍的に増加、通常のメールに比べ情報受発信が手軽。災害等危機に際しての情報共有手段としても有用。	【欠点】 瞬時に情報発信できるため、十分な思慮なく行われ、ハラスメント、人権侵害、情報漏洩、肖像権の侵害等の可能性も増大。
・個人が自由に情報発信し、つながりを持ち、社会への伝播力・影響力が高い	
【利点】 一個人の情報発信が革命につながるなど社会を大きく変える力を持つ。これまで組織的に行われてきた広報・PRが個人で行え、連鎖的広がりを持つ。企業・自治体などでも Facebook、Twitter、LINE など広報手段として積極活用。	【欠点】 情報の正確さは担保されていないため、個人の情報発信意図を越え、憶測情報等が氾濫し、社会の混乱・過剰反応等を招く恐れも大。自殺願望などネガティブな事から、面識のない者とも関係ができ、犯罪につながる事態なども発生。
・ツールによっては、匿名・複数アカウントでの発信が可能	
【利点】 自由な発信、気軽なやりとりが自在に行え、個人の関心に沿った情報の入手や様々な交流の輪が広がる。	【欠点】 悪意を持った情報発信も可能。ネットリンチ、ヘイトツイートなど深刻な人権侵害も発生。

◆ 予兆・リスクの把握、管理策の具体化

コンプライアンスに反する事案は、定められたルールがいきなり破られるというケースだけでなく、むしろ、従前から問題を引き起こす危険性・蓋然性を孕んでおり、それが顕在化する事が多いものと思われま。

たとえ一人の人が知らない規範であっても、周囲の人が気づき、教え、学生に対しては教育的指導を行うことにより、大学組織全体にコンプライアンスを推進する環境が形づくられるものです。

また、治安の回復に際し引用されることの多い「割れ窓理論（一つの割れ窓が街全体の治安の悪化につながる。割れ窓をなくすことで治安が大幅に回復する）」は、コンプライ

アンスの推進にあっても極めて重要です。「周囲がそうだから」、「誰も問題視していないから」、「過去もそうだった」という気の緩みが、思いもよらない事態を招くことも懸念されるところです。

気になること、危うく感じられることを、常に所属長等を通じ、また、学内の横断組織・窓口を通じ、問題提起していくことがコンプライアンス推進のための大きな力となります。

府立大学では、教職員から提起された課題を踏まえ、迅速にリスク管理策を講じていくよう努めていきます。

◆ 問題事例から得られた教訓に学ぶ事

過去、府立大学においてもコンプライアンスに抵触し、府民の信頼を損ねる事案が発生しています。

こうした苦い過去にしっかりと向き合い、その事例から得られた教訓を大学組織として共有し、将来、二度と同様の事態を起こさないという決意を持ち、教職員が自発的にコンプライアンスを推進するよう動いていくことが極めて重要です。

また、この他にも、日常生活相談等を通じて寄せられた事例についても、大学組織として必要に応じ迅速かつ厳しく行動していくこととしています。

< (参考) 近年、年度計画で厳しい評価を受けた事項 >

事 項	再発防止の対応等
・ 論文盗用による不正行為 (研究活動の不正行為防止策の取組不十分)	研究活動や公的研究費の不正防止については、国のガイドラインに基づき、関係規程を整備するとともに、教職員や学生に対して、定期的にコンプライアンス研修や研究倫理教育を行うなど周知徹底を図っています。論文盗用等の事態を未然に防ぐため、本人のみならず、周囲も含めた意識の徹底が重要です。
・ 学生の飲酒死亡事故	構内での飲酒を、全面禁止（特に大学が認めた場合は許可）するとともに研修会、ガイダンス、授業での安全教育を進め、また、学生の自主的な啓発活動（パッチテストなど）なども行われています。また、学生の生命・身体の安全を脅かす事態につながるような情報を得た場合の教職員の迅速で断固たる行動の徹底や良好なキャンパス環境の保持にも努めています。
・ 大学院試験問題の出題範囲漏洩	出題方法を複数の教員が作題・採点する方法に見直し、複数チェック体制を敷くとともに、複数選択科目と共通問題を導入して出題者が特定されない仕組みにすることや、大学入試に係る教員の行動等を示すガイドラインの作成などにより、同様の事態が生じることのない仕組みを具体化しています。また、問題事態が生じた場合は、速やかな連絡・報告を徹底し、迅速な組織的対応が行えるよう徹底を図っています。

(2) 日々変化するコンプライアンス

コンプライアンスに関係する法令は無限にあり、これらは社会情勢に応じて変化していきます。また事件が起これば、それを契機にルールが変わり、また解釈が変わることもあります。

更に、その内容は大学組織や組織の構成員である教職員個人の行為・行動の規制・義務

等にとどまらず、学生への啓発など大学に関わる様々な者への徹底を求める場合もあり、留意が必要です。

府立大学では、コンプライアンスに関わる諸情報について常にアンテナを張り、教職員の遵守事項等について適宜注意喚起を行い、また法令等の制定に応じ学内ルールを定める等の取組みを進めていきます。

<参考> 近年のコンプライアンス関係法令等 (例)

◎ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (いわゆる「障害者差別解消法」)

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

施行日 平成 28 年 4 月 1 日

主な内容

- ① 障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定
- ② 国民の責務として障害を理由とする差別の解消の推進に寄与する努力義務
- ③ 行政機関等 (地方独立行政法人法含む)・事業所に差別禁止・合理的配慮義務
- ④ " に職員が適切に対応するために必要な要領等制定の努力義務

※ 障害を理由として差別を行う事は許されません。社会から障害のある者への不当な差別的取扱いをなくしていくよう能動的に行動し、また、学生への範を示すよう行動していくことが求められています。

◎ 京都府公立大学法人反社会的勢力への対応に関する規程

<http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/files/15172.pdf>

制定日 平成 29 年 10 月 1 日

主な内容

- ① 関係を持たない事や不当要求等を拒絶する事など反社会的勢力への対応に関する法人の基本方針を規定
- ② 契約締結時に、相手方が反社会的勢力でない事を確認する等手続を規定
- ③ 教職員、学生等が不当要求等を受けた場合や事実を知った場合の所属長への報告等義務を規定
- ④ 本規程と併せ、京都府公立大学法人教職員倫理規程を一部改正、教職員の反社会的勢力との関係に係る禁止行為等を規定 (第 7 条の 2)

<http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/articles/news/files/15390.pdf>

※ 問題事例の発生を契機に、法人として断固たる態度で臨むことが規定されました。関わりを持たない、不当要求を拒絶する、問題があった場合には所属長に報告等を行う。教職員は法人組織の一員として行動していかなければなりません。

◎ 自転車保険加入義務化 (京都市・京都府が同内容で関係条例を改正・施行)

<http://www.pref.kyoto.jp/kotsuanzen/20170707.html>

施行日 平成 29 年 10 月 1 日 又は 平成 30 年 4 月 1 日

主な内容

- ① 自転車利用者 (未成年の場合は保護者) に対する自転車保険加入義務を規定 (平成 29 年 10 月から半年間は努力義務)
- ② 従業者が事業活動の際に自転車利用をする場合の事業者の自転車保険加入義務 (平成 29 年 10 月～)

③ 大学の長に、通学者が自転車利用している場合の保険加入状況等確認努力義務

※ 自転車事故が思いもよらない悲惨な結果を招きかねない事（多額の賠償責任に堪えられず、退学した学生（京都市内大学）の例もあり）などから、すべての利用者に自転車保険の加入義務が課せられています。自転車を利用される教職員は、必ず保険に加入いただき、また、学生にも指導を行っていただくようお願いします。

(3) 推進体制

府立大学では、問題となるケース・内容に応じて、学内委員会等を整備しています。

問題となる事態が発生した時、発生を知った時は、教職員は状況を一人で抱えず、まずは所属長等然るべき者に連絡・相談を行い、また、できる限り早く窓口相談するようにしてください。

一方、法人では、公益通報者保護法に基づき、直接法人や外部調査員に通報できる内部通報制度を設けています。通報者は、通報を行ったことを理由に、人事、給与等でいかなる不利益な取り扱いを受けることはありません。

(参考) 京都府公立大学法人内部通報制度に関する要綱

<http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/articles/compliance/files/9169.pdf>

府立大学では、問題となる事案が発生した場合には、速やかに事実を確認し、迅速に対応措置を講じるとともに、府民の信頼を損ねかねない重要事案については、必要な情報を開示し、説明責任を尽くすことを基本に対応していきます。

そして、発生した事案の再発防止のための措置を学内委員会等を中心に検討するなど組織的に講じ、将来、絶対に繰り返さないための確たる取組を徹底していきます。

【推進体制および相談窓口】

(学内)

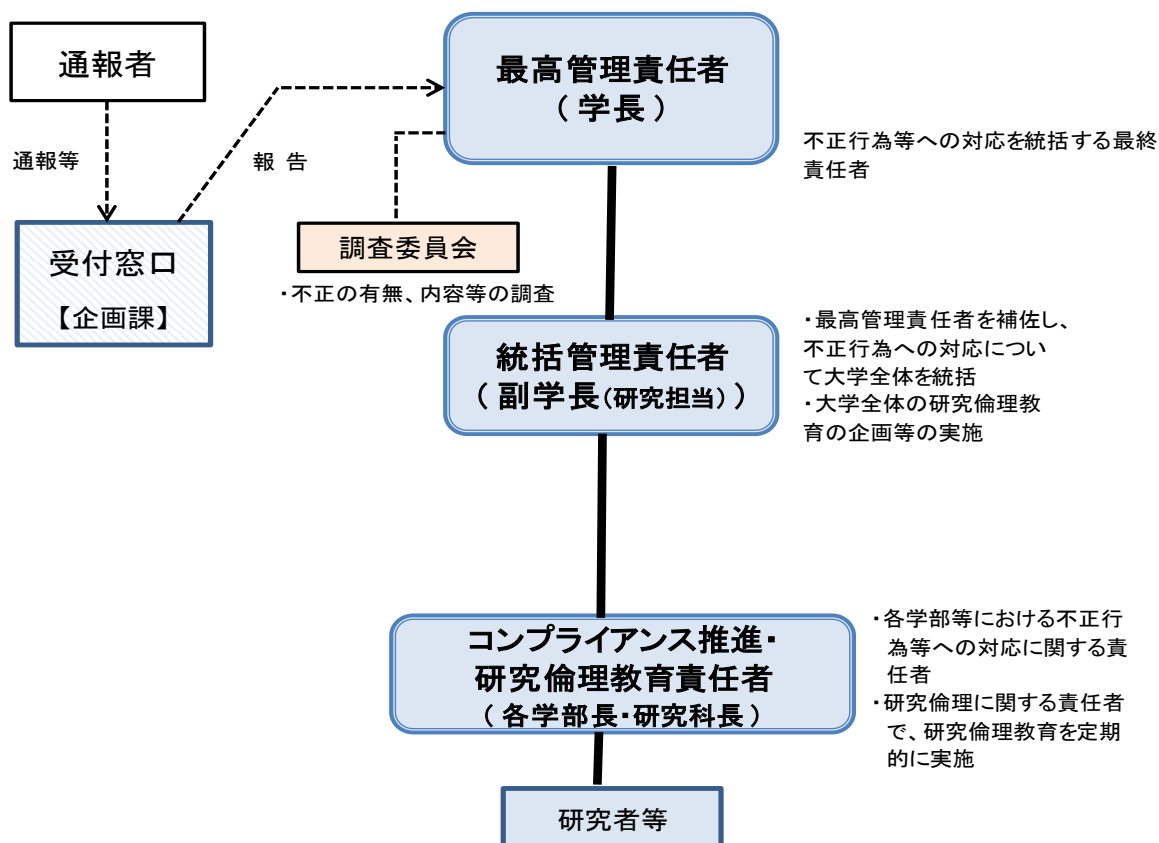
事 項	所管委員会等	相談窓口
ハラスメント	ハラスメント防止委員会	ハラスメント相談員（府大HP） http://www.kpu.ac.jp/contents_detail.php?co=ser&frmId=46
人権問題	人権委員会	管理課（総務担当） 電話：075-703-5102 FAX：075-703-5149 E-mail： kikacho@kpu.ac.jp
個人情報の保護	—	
人間を対象とする調査・研究（ヒトゲノム・遺伝子解析等）	倫理委員会	
組換え DNA 実験	安全委員会	管理課（施設管理担当） 電話：075-703-5109 FAX：075-703-5149 E-mail： kikacho@kpu.ac.jp
研究活動上の不正行為 公的研究費の不正使用	調査委員会	企画課 電話：075-703-5147 FAX：075-703-4979 E-mail： kikaku@kpu.ac.jp
情報システム	全学情報システム	企画課（情報担当）

(運用・利用)	運営委員会	電話：075-703-5904 E-mail： netsect@ml.kpu.ac.jp
受託研究・共同研究、職務発明、研究成果など	京都地域未来創造センター産学連携リエゾンオフィス	京都地域未来創造センター産学連携リエゾンオフィス 電話：075-703-5212 FAX：075-703-4979 E-mail： kikaku@kpu.ac.jp
その他一般的な事項	—	管理課（総務担当） 電話：075-703-5102 FAX：075-703-5149 E-mail： kikacho@kpu.ac.jp

(法人)

教職員等からの内部通報 (公益通報制度)	京都府公立大学法人コンプライアンス委員会	<p>■京都府公立大学法人本部総務室 電話：075-212-5409 FAX：075-212-5459 E-mail： soudan@koto.kpu-m.ac.jp</p> <p>■外部調査員 こまつ法律事務所 弁護士 小松 琢 〒604-0924 京都市中京区河原町二条西南角一之船入町 366 河原町二条ビル 4 階 FAX：075-257-3356 (外部調査員には FAX または書面で通報)</p>
-------------------------	----------------------	--

[研究活動における不正行為への対応・管理体制]



〔公的研究費の不正防止への対応・管理体制〕

